

障がい者支援課

長野県告示第3号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になりました。

令和2年1月9日

長野県知事 阿部 守一

氏名	変更前の医療機関の所在地及び名称	変更後の医療機関の所在地及び名称
石曾根 聰	北安曇郡池田町池田3207番地1 長野県厚生農業協同組合連合会 北アルプス医療センター あづみ病院	大町市大町3190-1 いしづね内科・外科クリニック

障がい者支援課

長野県告示第4号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退がありました。

令和2年1月9日

長野県知事 阿部 守一

氏名	診療を行う医療機関の所在地及び名称	辞退年月日
星野 理	松本市市上9-26 社会医療法人中信勤労者医療協会 松本協立病院	令和元年9月30日

障がい者支援課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年1月9日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項**(1) 調達產品等の種類及び数量**

長野保健福祉事務所・北信消費生活センター庁舎以下9施設で使用する電気

予定契約電力1,600 kW及び予定使用電力量4,233,792 kWh
各施設の予定契約電力及び予定使用電力量は、仕様書によります。

(2) 調達產品等の特質等

入札説明書によります。

(3) 調達期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 調達場所

入札説明書によります。

(5) 入札方法

入札金額は、(1)の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき、入札者が設定した予定契約電力に対する単一の単価及び予定使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとする。）を記載してください。

落札者の決定は、入札書に記載された入札金額に従って計算した電気料金の総額により行いますので、入札金額と併せて電気料金の総額を記載してください。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 契約履行に当たり、(1)に掲げる者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）の「物件の買入れ」欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (4) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する

<p>暴力団関係者でないこと。</p> <p>(6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。</p> <p>(7) 長野県グリーン購入推進方針に定める電力調達の判断基準に該当する者であること。</p> <p>(8) 事故発生時等緊急な対応が必要な場合に必要な体制が確保されていること。</p> <p>3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請 この入札に参加を希望する者で2の(3)に該当しないものは、次のとおり一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(3)に該当していなければ、入札に参加することはできません。</p> <p>(1) 申請書の入手先 次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。 http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/index.html</p> <p>(2) 申請を行う時期 隨時受け付けます。</p> <p>(3) 問い合わせ先 長野市大字南長野字幅下692番地2 長野県会計局契約・検査課 電話 026 (235) 7079</p> <p>4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先 長野市大字南長野字幅下692番地2 長野県健康福祉部健康福祉政策課 電話 026 (235) 7092 入札説明書等は、次のアドレスからダウンロードすることもできます。 http://www.pref.nagano.lg.jp/kenko-fukushi/nyusatsu/top.html</p> <p>5 入札手続等</p> <p>(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 令和2年2月19日（水）午後2時 イ 場所 長野県庁 西庁舎3階 304号会議室</p> <p>(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所 ア 受領期限 令和2年2月18日（火）午後5時 イ 提出場所 長野市大字南長野字幅下692番地2 (県庁専用郵便番号 380-8570) 長野県健康福祉部健康福祉政策課</p> <p>(4) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和2年2月14日（金）午後5時までに4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。</p> <p>(5) 入札保証金 政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、令和2年2月18日（火）午後1時までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第</p>	<p>127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。</p> <p>(6) 契約保証金 政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。</p> <p>(7) 入札の無効 規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。</p> <p>(8) 契約書作成の要否 必要とします。</p> <p>(9) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。</p> <p>(10) 契約の締結 この調達に係る契約は、単価契約とします。</p> <p>6 その他</p> <p>(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。</p> <p>(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。</p> <p>7 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity of about 4,233,792kWh to be consumed in nine facilities.</p> <p>(2) Contract period: From April 1, 2020 until March 31, 2021</p> <p>(3) Place where the product is procured: Nine facilities including the following: Nagano Health and Welfare Office/Hokushin Consumer Information Center Building (Address: 98-1 Okada, Nakagosho, Nagano City)</p> <p>(4) Contact point for the tender information; description/conditions/and other inquiries: Health and Welfare Policy Division, Health and Welfare Department, Nagano Prefectural Government 692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City TEL +81-26-235-7092 (in Japanese only)</p> <p>(5) Time and place for the tender: Time: 2:00 PM, Wednesday, February 19, 2020 Place: Meeting Room 304, Nagano Prefectural Government West Annex</p> <p>(6) Time limit and mailing address for the tender by mail: Time: 5:00 PM, Tuesday, February 18, 2020 Mailing Address: Health and Welfare Policy Division, Health and Welfare Department, Nagano Prefectural Government 692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City 380-8570 JAPAN</p>
--	--

健康福祉政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年1月9日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友伊賀良店

飯田市育良町1-9-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドス	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドス	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成31年3月15日

5 届出年月日

令和元年12月2日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県南信州地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年1月9日から令和2年5月11日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県南信州地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年1月9日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友かなえ店

飯田市鼎下山550ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドス	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1
白子 千勢子	—	飯田市鼎下山550
村上 慶二	—	飯田市北方2035-3
(株)フジミヤ	降幡 章雄	松本市大字島内4201-7
(有)カイエー	市瀬 英明	飯田市鼎西鼎558-7

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドス	東京都北区赤羽2-1-1
白子 千勢子	—	飯田市鼎下山550
村上 慶二	—	飯田市北方2035-3
(株)フジミヤ	降幡 章雄	松本市大字島内4201-7
(有)カイエー	市瀬 英明	飯田市鼎西鼎558-7

4 変更した年月日

平成31年3月15日

5 届出年月日

令和元年12月2日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県南信州地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年1月9日から令和2年5月11日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県南信州地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年1月9日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友中野駅前店

中野市大字西篠枝垂桜405-3 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドス	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1
ウエルシア関東株	池野 隆光	東京都千代田区外神田2-2-15

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドス	東京都北区赤羽2-1-1
ウエルシア関東株	池野 隆光	東京都千代田区外神田2-2-15

- 4 変更した年月日
平成31年3月15日
- 5 届出年月日
令和元年12月2日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県北信地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和2年1月9日から令和2年5月11日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県北信地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室**公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年1月9日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングタウン箕輪
上伊那郡箕輪町大字中箕輪8004ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社コメリ
新潟県新潟市南区清水4501-1
合同会社西友
東京都北区赤羽2-1-1
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)コメリ	捧 雄一郎	新潟県新潟市南区清水4501-1
(同)西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)コメリ	捧 雄一郎	新潟県新潟市南区清水4501-1
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドス	東京都北区赤羽2-1-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)コメリ	捧 雄一郎	新潟県新潟市南区清水4501-1
(同)西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)コメリ	捧 雄一郎	新潟県新潟市南区清水4501-1
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドス	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成31年3月15日

5 届出年月日

令和元年12月2日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上伊那地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年1月9日から令和2年5月11日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上伊那地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年1月9日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友駒ヶ根店

駒ヶ根市赤穂14637-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

株式会社三洋堂書店

愛知県名古屋市瑞穂区新開町18-22

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1
(株)三洋堂書店	加藤 和裕	愛知県名古屋市瑞穂区新開町18-22

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドス	東京都北区赤羽2-1-1
(株)三洋堂書店	加藤 和裕	愛知県名古屋市瑞穂区新開町18-22

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1
株三洋堂書店	加藤 和裕	愛知県名古屋市瑞穂区新開町18-22

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドス	東京都北区赤羽2-1-1
株三洋堂書店	加藤 和裕	愛知県名古屋市瑞穂区新開町18-22

4 変更した年月日

平成31年3月15日

5 届出年月日

令和元年12月2日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上伊那地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年1月9日から令和2年5月11日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上伊那地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年1月9日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友伊那竜東店

伊那市伊那部上新田2709ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドス	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドス	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成31年3月15日

5 届出年月日

令和元年12月2日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上伊那地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年1月9日から令和2年5月11日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上伊那地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室**公告**

上田農水土地改良区連合の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和2年1月9日

長野県上田地域振興局長 鈴木英昭

理事

就任

氏名 住 所

田村 賢爾 上田市秋和466番地

退任

氏名 住 所

春原 左利 上田市上塙尻904番地2

農地整備課